

平成十九年八月十五日受領
答 弁 第 一 号

内閣衆質一六七第一号

平成十九年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員川内博史君提出法律の条文における「障害」の表記に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出法律の条文における「障害」の表記に関する質問に対する答弁書

一について

昭和二十九年三月に当時の国語審議会会長から内閣総理大臣に対し、一般国民の守るべき規則を定めた法令の用語が国民教育の線にそつたものであり、かつ国民に理解しやすいものであることを要するという観点から、法令用語を改善するために適当な処置をとるよう建議がなされた。その中に「がい障害」の語についても、当用漢字表・同音訓表にはずれた「碍」の部分を「害」の漢字に改めて「障害」とすることなどが盛り込まれていた。そこで、政府としては、当該建議の趣旨を踏まえ、法令用語において、「障碍」の語を「障害」に改めていくこととした。

その後、政府において、昭和五十六年三月の国語審議会の答申を受けて、同年十月に現代の国語を書き表すための漢字使用の目安として「常用漢字表」（昭和五十六年内閣告示第一号）を定め、公用文における漢字使用もこれによることとしたことから、法令における漢字使用についても同様としたが、「碍」が常用漢字表に記載されないまま現在に至っているため、法令においても引き続き「障碍」ではなく、「障害」の語を用いることとしているものである。

二について

昭和五十六年十月に常用漢字表が定められて以後、国語審議会又は文化審議会国語分科会において、同表に「碍」を追加することを検討した事実はない。

また、文化審議会においては、平成十七年三月に文部科学大臣から情報化時代に対応した漢字政策の在り方について諮問を受け、現在、同審議会国語分科会で常用漢字表の在り方についても審議が行われているところであり、文部科学省としては、今後の議論の推移を見守りたいと考えている。

三について

常用漢字表は、一般の社会生活において現代の国語を書き表す漢字使用の目安として定められたものであることから、文部科学省としては、同表を改正するに当たっては、国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議を所掌事務とする文化審議会国語分科会での審議を経るべきものと考ええる。